

令和8年度

保育所・認定こども園等への  
入園申し込みのてびき



【お問い合わせ先】

江北町教育委員会 こども教育課 子育て支援係

TEL : 0952-86-5623

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 支給認定申請（教育・保育給付認定）について      | 1 |
| 入園申し込み（支給認定申請）について         | 3 |
| 利用調整について                   | 5 |
| 利用者負担額（保育料等）について           | 6 |
| 江北町階層別利用者負担額基準表（1号認定）      | 7 |
| 江北町階層別利用者負担額基準表（2号認定・3号認定） | 8 |
| 町内の教育・保育施設について             | 9 |

## 1 支給認定（教育・保育給付認定）について

保育所、認定こども園等の利用を希望する場合、町から支給認定を受ける必要があります。

支給認定には3種類あり、支給認定区分によって利用できる施設が異なります。

| 支給認定区分 | 保護者の状況                                  | 利用できる施設                   |
|--------|-----------------------------------------|---------------------------|
| 1号認定   | 満3歳以上で、保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望される場合       | 幼稚園、認定こども園（教育部分）          |
| 2号認定   | 満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 | 保育所、認定こども園（保育部分）          |
| 3号認定   | 満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 | 保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業所 |

### （1）保育を必要とする事由

2号認定・3号認定の支給認定を受けるには、保護者が、次の保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。

| 事由      | 要件                                                      | 支給認定期間         |
|---------|---------------------------------------------------------|----------------|
| 就労      | 1か月に48時間以上労働することを常態としていること                              | 就労期間           |
| 妊娠・出産   | 妊娠中または産後間もないこと                                          | 産前1か月から産後2か月まで |
| 疾病または負傷 | 疾病にかかっているまたは負傷していること                                    | 必要と認められる期間     |
| 障がい     | 精神または身体に障がいを有していること                                     | 必要と認められる期間     |
| 看護・介護   | 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時看護または介護していること                | 看護・介護の期間       |
| 災害復旧    | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること                             | 復旧期間           |
| 求職活動    | 求職活動を継続的に行っていること                                        | 最大3か月          |
| 就学      | 大学その他の学校または職業訓練学校等に在学していること                             | 就学期間           |
| 育児休業    | すでに保育所等を利用中しており、育児休業の期間の間も引き続き保育所等を利用することが必要であると認められること | 育児休業が終了するまで    |

※ 申請後や保育所等通園中に保育を必要とする事由や世帯構成が変わった場合、届出が必要です。

（例 勤務先の変更、退職、妊娠・出産、育児休業の取得、離婚、結婚 など）

※ 求職活動により申し込みを行われる場合、支給認定期間は最大3か月となります。期間内に就労先が決まらない場合、退園となります。

## (2) 保育必要量（保育所等を利用できる時間）について

2号認定・3号認定を行う場合、保護者の保育を必要とする事由（就労時間等）によって保育必要量を町が決定します。

保育必要量には、「標準時間」と「短時間」の2種類があり、標準時間の場合は最大11時間、短時間の場合は最大8時間保育所等を利用することができます。

### <保育必要量の例>

| 保育必要量 | 決定の例                                                                                                                                                                                              |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 標準時間  | <ul style="list-style-type: none"><li>・両親のいずれもがフルタイムで就労している場合又はそれに近い場合（月120時間以上就労している場合）</li><li>・父が就労し、母が妊娠・出産により子どもを保育することができない場合</li><li>・ひとり親世帯で、保護者がフルタイムで就労している場合又はそれに近い場合</li></ul>        |
| 短時間   | <ul style="list-style-type: none"><li>・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労している場合又はそれに近い場合（月48時間以上120時間未満就労している場合）</li><li>・両親の1人が就労しているが、1人が求職活動を行うことで子どもを保育することができない場合</li><li>・両親のいずれかが育児休業期間中である場合</li></ul> |

※ 保育を必要とする事由や申請内容によって標準時間・短時間の基準を定めていますが、勤務時間帯や送迎時間等により、恒常的に延長保育を利用しなければならない状況にある場合、保護者の申請により標準時間への切り替えを行う場合があります。

## (3) ならし保育について

入園してからしばらくは、保育所等での生活に慣れるために「ならし保育」が実施される場合があります。ならし保育とは、お子さんが集団生活に慣れていく状況を見ながら、保育時間を半日程度から徐々に延ばしていくことです。お子さんがスムーズに集団生活になじめるために必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※ ならし保育の期間や内容は各施設によって異なりますので、詳細は各施設へお尋ねください。

※ ならし保育期間も利用者負担額（保育料）は通常通りとなります。ご了承ください。

## 2 入園申し込み（支給認定申請）について

（１）施設を見学し、利用を希望する施設を決定します。

お子さんと一緒に施設の見学を行い、施設の雰囲気や保育指針などを確認し、利用を希望する施設を決定してください。

なお、見学には事前予約が必要です。施設に直接連絡し、日程調整を行ってください。



（２）支給認定申請、入園申し込みを行います。

### ○受付期間

令和7年10月14日（火）～令和7年11月14日（金）

※ 土、日、祝日は除きます。

※ 町外の施設の利用を希望される場合、受付期間等が異なる場合があります。詳しくは、施設が所在する市町へご確認ください。

### ○受付時間

8時30分から17時15分まで（ただし、火曜日は19時まで延長します。）

#### 1号認定【幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合】

江北町教育委員会 こども教育課 子育て支援係へ申請書等を提出してください。

※町外の施設の利用を希望される場合、施設への直接申し込みが必要な場合があります。

詳しくは各施設へお尋ねください。

### ○提出書類

- ① 支給認定申請書 ※児童ごと
- ② 児童の保育・健康状況調査書 ※児童ごと
- ③ 支給認定に関する同意書兼誓約書 ※児童ごと（コピー可）

※ 別途、施設へ入園申込書等の提出が必要な場合があります。詳細は各施設へお尋ねください。

#### 2号認定・3号認定【保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業所の利用を希望する場合】

江北町教育委員会 こども教育課 子育て支援係へお申し込みください。

### ○提出書類

- ① 入園申込書兼支給認定申請書 ※児童ごと
- ② 児童の保育・健康状況調査書 ※児童ごと
- ③ 支給認定及び入園申込に関する同意書兼誓約書 ※児童ごと（コピー可）
- ④ 保育を必要とする事由に応じた書類 ※児童ごと（コピー可）

⇒ 保育を必要とする事由に応じた書類については、次のページをご確認ください。

【保育を必要とする事由に応じた確認書類】

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 就労      | 就労証明書（自営業の場合、あわせて確定申告書等の写し）       |
| 妊娠・出産   | 母子手帳の写し（出産予定日がわかる部分）              |
| 疾病または負傷 | 疾病申立書及び診断書等の写し                    |
| 障がい     | 身体障害者手帳等の写し（氏名及び障がいの程度がわかる部分）     |
| 看護・介護   | 看護・介護申立書及び看護・介護される方の診断書等の写し       |
| 災害復旧    | 罹災したことを証明するものの写し                  |
| 求職活動    | 求職活動申立書及びハローワーク受付票の写し             |
| 就学      | 在学申立書及び大学その他の学校または職業訓練学校等の学生証等の写し |
| 育児休業    | 就労証明書（育児休業取得期間が記載されているもの）         |



（３）結果の通知を待つ

ご提出いただいた支給認定申請書（入園申込書）をもとに、町で審査を行います。審査の結果及び入所の可否を通知しますので、ご確認ください。

なお、次年度４月の利用に向けた認定事務が集中し審査に時間を要することから、審査結果については３月上旬までに通知します。

町内の施設への入所が決定した場合、各施設から連絡がありますので、施設の案内に従い、必要な手続きを行ってください。

### 3 利用調整について

保育所等の利用可能人数を上回る申し込みがあった場合、保護者の状況等を点数化し、利用調整を行います。

#### <利用調整の例>

| 空き状況 |    | 希望者 | 点数  | 第1希望 | 第2希望       | 第3希望       | 選考結果      |
|------|----|-----|-----|------|------------|------------|-----------|
| A施設  | なし | Xさん | 25点 | A施設  | 記入なし       | 記入なし       | ⇒入所保留     |
| B施設  | 1人 | Yさん | 23点 | A施設  | <b>B施設</b> | C施設        | ⇒B施設へ入所決定 |
| C施設  | 1人 | Zさん | 20点 | B施設  | A施設        | <b>C施設</b> | ⇒C施設へ入所決定 |

#### Xさんの場合

第1希望：空きがなく、A施設のみ希望していたため入所保留となります。

#### Yさんの場合

第1希望：空きがないため保留となります。

第2希望：1人分の空きがあり、Zさんより点数が高いため、B施設へ入所決定となります。

第3希望：第2希望で入所決定となったため、調整は行いません。

#### Zさんの場合

第1希望：1人分の空きがあったものの、Yさんより点数が低いため、保留となります。

第2希望：空きがないため保留となります。

第3希望：1人分の空きがあり、Zさん以外の利用希望者がいないため、入所決定となります。

## 4 利用者負担額（保育料等）について

### （１）保育料の無償化について

教育認定（１号認定）の満３歳以上児、保育認定（２号認定・３号認定）の３歳以上児及び０歳児から２歳児の市町村民税非課税世帯は無償化の対象となります。

### （２）保育料の算定方法について

◇令和８年４月～令和８年８月までの保育料

令和７年度（前年度）の保護者（父母等）の市町村民税所得割額により決定します。

◇令和８年９月～令和９年３月までの保育料

令和８年度（当年度）の保護者（父母等）の市町村民税所得割額により決定します。

※ 市町村民税所得割額は、住宅借入金等の税額控除前の額を用います。

※ 年度途中で３歳の誕生日を迎えても、その年度中の保育料は変わりません。

※ 税情報が未申告の場合、最高階層で仮決定を行います。

### （３）保育料の軽減について

同一世帯で２人以上の就学前児童が同時に保育所等を利用している場合、第２子は半額、第３子以降は０円となります。

◇多子計算の年齢制限の撤廃による軽減

市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、生計を一にする最年長の子を第１子とし、第２子は半額、第３子以降は０円となります。

◇ひとり親世帯等に係る軽減

市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等（ひとり親世帯、障がい者（児）のいる世帯）については、生計を一にする最年長の子を第１子とし、第２子以降は０円となります。

※障がい者（児）とは…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書を持つ方

### （４）その他

- ・ 認定こども園、地域型保育事業所、町外の公立保育所を利用される場合は、利用される各施設へのお支払いとなります。お支払い方法などについては各施設へご確認ください。
- ・ 江北保育園、町外の私立保育所を利用される場合は、納付書または口座振替により町へお支払いいただきます。口座振替による支払いを希望される方は、金融機関窓口にてお手続きください。  
【利用できる金融機関】佐賀銀行、佐賀共栄銀行、九州ひぜん信金、佐賀西信組、佐賀県農協、ゆうちょ銀行
- ・ 主食費、副食費などは施設の種類に関わらず施設で徴収されます。お支払い方法などについては施設へご確認ください。
- ・ 保育料等が滞納となっている場合は、児童手当からの徴収や給料等の差し押さえを行うことがあります。また、保育所等の利用をお断りする場合があります。

江北町階層別利用者負担額基準表（１号認定）

| 階層区分 | 市町村民税所得割額                   | 利用者負担額 |      |                        |
|------|-----------------------------|--------|------|------------------------|
|      |                             | ３歳以上児  | 主食費  | 副食費                    |
| 第１階層 | 生活保護受給世帯                    | ０円     | 実費徴収 | 免除                     |
| 第２階層 | 市町村民税非課税世帯<br>（所得割額非課税世帯含む） | ０円     |      |                        |
| 第３階層 | 77,100円以下                   | ０円     |      |                        |
|      | 77,100円以下<br>（ひとり親世帯等）      | ０円     |      |                        |
| 第４階層 | 77,101円以上 211,200円以下        | ０円     |      | 実費徴収<br>（第３子以降<br>は免除） |
| 第５階層 | 211,201円以上                  | ０円     |      |                        |

<留意事項>

（１）算定の基礎となる市町村民税所得割額について

利用者負担額算定に用いる市町村民税所得割額には、配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。

（２）階層区分の年度切替について

階層区分は、４月から８月までは前年度の市町村民税所得割額、９月から翌３月までは当年度の市町村民税所得割額により決定します。

（３）副食費の免除について

第１階層から第３階層は、全員免除となります。

第４階層及び第５階層は、小学３年生以下の範囲で最年長の子を第１子とし、第３子以降は免除となります。

# 江北町階層別利用者負担額基準表（２号認定・３号認定）

| 階層区分   | 市町村民税所得割額                        | 利用者負担額  |         |       |     |      |                    |
|--------|----------------------------------|---------|---------|-------|-----|------|--------------------|
|        |                                  | ３歳未満児   |         | ３歳以上児 |     |      |                    |
|        |                                  | 標準時間    | 短時間     | 標準時間  | 短時間 | 主食費  | 副食費                |
| 第１階層   | 生活保護受給世帯                         | ０円      | ０円      | ０円    | ０円  | 実費徴収 | 免除                 |
| 第２階層   | 市町村民税非課税世帯                       | ０円      | ０円      | ０円    | ０円  |      |                    |
| 第３階層   | 48,600円未満                        | 15,000円 | 14,800円 | ０円    | ０円  |      |                    |
|        | 48,600円未満<br>（ひとり親世帯等）           | 6,800円  | 6,800円  | ０円    | ０円  |      |                    |
| 第４－１階層 | 48,600円以上 57,700円未満              | 18,000円 | 17,600円 | ０円    | ０円  |      |                    |
|        | 48,600円以上 77,101円未満<br>（ひとり親世帯等） | 6,800円  | 6,800円  | ０円    | ０円  |      |                    |
| 第４－２階層 | 57,700円以上 97,000円未満              | 24,000円 | 23,600円 | ０円    | ０円  |      | 実費徴収<br>（第３子以降は免除） |
|        | 77,101円以上 97,000円未満<br>（ひとり親世帯等） | 24,000円 | 23,600円 | ０円    | ０円  |      |                    |
| 第５－１階層 | 97,000円以上 121,000円未満             | 28,000円 | 27,400円 | ０円    | ０円  |      |                    |
| 第５－２階層 | 121,000円以上 145,000円未満            | 32,000円 | 31,400円 | ０円    | ０円  |      |                    |
| 第５－３階層 | 145,000円以上 169,000円未満            | 36,000円 | 35,400円 | ０円    | ０円  |      |                    |
| 第６－１階層 | 169,000円以上 213,000円未満            | 40,000円 | 39,000円 | ０円    | ０円  |      |                    |
| 第６－２階層 | 213,000円以上 257,000円未満            | 44,000円 | 43,000円 | ０円    | ０円  |      |                    |
| 第６－３階層 | 257,000円以上 301,000円未満            | 50,000円 | 49,000円 | ０円    | ０円  |      |                    |
| 第７－１階層 | 301,000円以上 349,000円未満            | 54,000円 | 52,800円 | ０円    | ０円  |      |                    |
| 第７－２階層 | 349,000円以上 397,000円未満            | 54,000円 | 52,800円 | ０円    | ０円  |      |                    |
| 第８階層   | 397,000円以上                       | 54,000円 | 52,800円 | ０円    | ０円  |      |                    |

## <留意事項>

### （１）多子世帯の軽減制度について

- ・第１階層から第４－１階層は、生計を一にする最年長の子を第１子とし、第２子は半額、第３子以降は０円となります。
- ・第４－２階層から第８階層は、小学校就学前かつ施設等を同時に利用する最年長の子を第１子とし、第２子は半額、第３子以降は０円となります。また、３歳以上児の副食費については、第３子以降は免除となります。

### （２）算定の基礎となる市町村民税所得割額について

利用者負担額算定に用いる市町村民税所得割額には、配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。

### （３）階層区分の年度切替について

階層区分は、４月から８月までは前年度の市町村民税所得割額、９月から翌３月までは当年度の市町村民税所得割額により決定します。

## 4 町内の教育・保育施設について

### ○保育所

| 施設名 |       | 所在地・連絡先                            | 教育定員 | 保育定員 | 受入可能年齢（※） |
|-----|-------|------------------------------------|------|------|-----------|
| 公立  | 江北保育園 | 江北町大字山口1184番地1<br>TEL：0952-86-4350 | —    | 100人 | 1歳～5歳     |

### ○認定こども園

| 施設名 |           | 所在地・連絡先                             | 教育定員 | 保育定員 | 受入可能年齢（※） |
|-----|-----------|-------------------------------------|------|------|-----------|
| 私立  | 永林寺保育園    | 江北町大字上小田2378番地<br>TEL：0952-86-5271  | 15人  | 100人 | 0歳～5歳     |
|     | 江北ひかりこども園 | 江北町大字佐留志2024番地1<br>TEL：0952-65-1070 | 15人  | 117人 | 0歳～5歳     |
|     | ひとのねこども園  | 江北町大字山口1866番地1<br>TEL：0952-37-1238  | 15人  | 45人  | 0歳～5歳     |

### ○地域型保育事業所（小規模保育施設）

| 施設名 |               | 所在地・連絡先                            | 教育定員 | 保育定員 | 受入可能年齢（※） |
|-----|---------------|------------------------------------|------|------|-----------|
| 私立  | 小規模保育所なのはな    | 江北町大字山口2018番地1<br>TEL：0952-86-4317 | —    | 19名  | 0歳～2歳     |
|     | ニチイキッズこうほく保育園 | 江北町大字佐留志2001番地<br>TEL：0952-86-2367 | —    | 19名  | 0歳～2歳     |

（※）令和8年4月1日時点の年齢